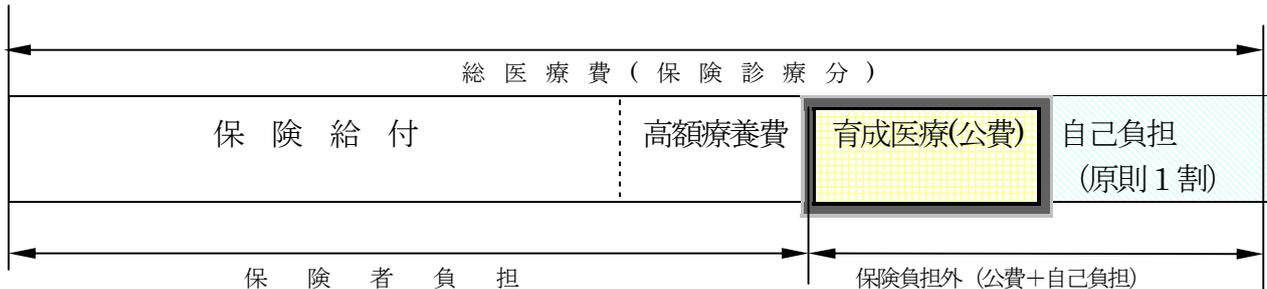


☆☆ 育成医療給付制度のご案内 ☆☆

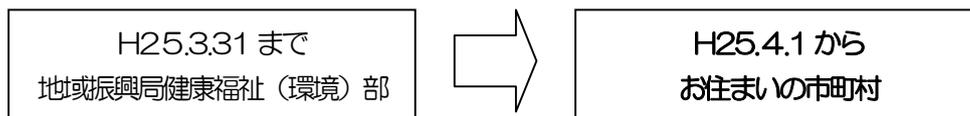
平成 25 年 3 月
新潟県福祉保健部健康対策課

身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18 歳未満）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、指定育成医療機関で治療した医療費の一部を助成します。



育成医療給付制度の申請窓口が変わります

育成医療の支給認定事務について、県から市町村へ権限移譲されたことに伴い、平成25年4月1日から申請窓口がお住まいの市町村へと変わります。



1 対象となる方

18 歳未満の児童で、身体に障害のある方、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある方で、指定育成医療機関(※1)における手術等の治療によって、その障害の除去・軽減が見込まれる方が対象です。

ただし、市町村民税(所得割)が 23 万 5 千円以上の世帯の方は、原則として対象外 (※2) です。

※1 新潟県内の指定育成医療機関は指定更生医療機関と同一です。詳細は申請窓口で確認願います。

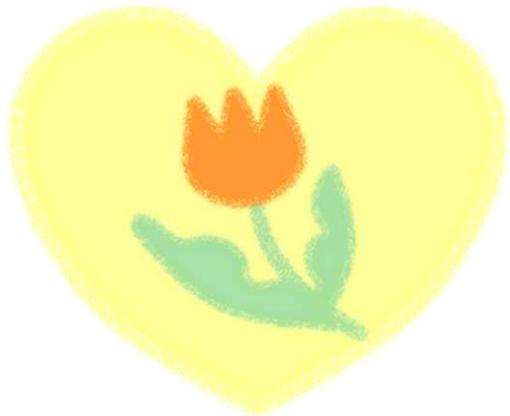
※2 高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当する場合は対象となります。詳細は「4 育成医療の自己負担」の後段の説明をご覧ください。

2 給付の対象となる障害区分と主な医療（例示）

下記の疾患以外でも対象となることがありますので、指定育成医療機関の医師に相談してください。

障害区分	主 な 医 療（例示）
視覚障害	○白内障、先天性緑内障、眼瞼欠損、斜視など → 手術等
聴覚平衡機能障害	○先天性耳奇形 → 形成術（聴覚平衡機能障害の除去・軽減する手術等であること） ○高度難聴 → 人工内耳埋込術
音声・言語・ そしゃく機能障害	○口蓋裂等 → 形成術 ○唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正
肢体不自由	○先天性股関節脱臼、内反足、斜頸、多(合)指(趾)症、脊椎側彎症、水頭症、くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など
内部障害	
心臓	○先天性心疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術 ○後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術 ◎心臓移植後の抗免疫療法
腎臓	◎腎機能障害 → 人工透析療法、 ◎腎移植術(抗免疫療法含む)
小腸	◎中心静脈栄養法
肝臓	◎肝臓移植後の抗免疫療法
免疫	◎抗H I V療法、免疫調節療法、その他H I V感染症に対する治療
その他の 先天性内臓 障害	○先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣（辜丸）、漏斗胸など → 尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

※ ◎は、疾病、症状等から高額治療継続者に該当するもの。



3 申請手続

治療開始前に申請してください。なお、手続きが遅れた場合は、医療費の助成が受けられないことがありますのでご注意ください。

- (1) 申請窓口：申請者(保護者)の居住地の市町村
- (2) 申請に必要なもの

- ① 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書 (それぞれの申請窓口にあります。)

申請書には、病院、診療所のほか、通院で調剤薬局を利用する場合の薬局名等も記載してください。
- ② 自立支援医療(育成医療)意見書 (指定育成医療機関の医師に記入してもらってください。)
- ③ その他市町村が必要と認める書類 (それぞれの申請窓口を確認願います。)

(3) その他

- ① 受給者証を紛失した場合や、受給者証の記載事項に変更が生じた場合は、申請窓口まで連絡してください。
- ② 子どもの医療費助成制度などと併用でき、自己負担額が還付されることがあります。詳しくは申請窓口にお尋ねください。

4 育成医療の自己負担

原則として総医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されています。(中間所得層の負担上限月額は平成24年4月1日～平成27年3月31日までのもの。)

なお、市町村民税(所得割)の算定にあたっては、「住宅借入金等特別税額控除」は適用されません。

	網掛け部分が助成対象				
	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 保護者収入≤80万円	市町村民税非課税 保護者収入>80万円	市町村民税(所得割) <3万3千円	3万3千円≤ 市町村民税(所得割) <23万5千円	23万5千円≤ 市町村民税(所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得1 負担上限月額 5,000円	中間所得2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 公費負担対象外
			「重度かつ継続」 中間所得1 負担上限月額 5,000円	「重度かつ継続」 中間所得2 負担上限月額 10,000円	「重度かつ継続」 一定所得以上 負担上限月額 20,000円

高額治療継続者(上記「重度かつ継続」)の範囲については以下のとおり。

- ① 疾病、症状等から対象となる者(「2 給付の対象となる障害区分と主な医療」で◎表記したもの)
 - ・ 腎臓機能障害のうち人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法の方
 - ・ 小腸機能障害のうち中心静脈栄養法の方 ・ 心臓機能障害のうち心臓移植術後の抗免疫療法の方
 - ・ 肝移植術後の抗免疫療法の方 ・ 免疫機能障害の方
- ② 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - ・ 申請前の12か月間において、高額療養費の支給を3回以上受けられている方

平成25年4月1日以降の育成医療給付制度に関するお問い合わせ・申請窓口は
お住まいの市町村を担当する下記の表のとおり

	窓口機関	所在地	電話番号
村上市	福祉課 福祉政策室	958-8501 村上市三之町1-1	0254-53-2111
関川村	住民福祉課 福祉保険班	959-3292 岩船郡関川村大字下関912	0254-64-1471
粟島浦村	総務課 福祉係	958-0061 岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513-11	0254-55-2111
新発田市	社会福祉課	957-8686 新発田市中央町4-10-4	0254-22-3101
阿賀野市	民生部 社会福祉課	959-2092 阿賀野市岡山町10番15号	0250-62-2510
胎内市	健康福祉課 障がい福祉係	959-2693 胎内市新和町2番10号	0254-43-6111
聖籠町	保健福祉課 福祉係	957-0117 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山825	0254-27-6511
五泉市	こども課 子育て支援係	959-1692 五泉市太田1094番地1	0250-43-3911
阿賀町	健康福祉課	959-4495 東蒲原郡阿賀町津川580番地	0254-92-5763
三条市	市民部 市民窓口課 市民総合窓口係	955-8686 三条市旭町二丁目3番1号	0256-34-5511
	申請窓口: 栄サービスセンター 総合窓口グループ	959-1192 三条市新堀1311番地	0256-45-1110
	下田サービスセンター 総合窓口グループ	955-0192 三条市荻堀830番地1	0256-46-2511
	問い合わせ先: 教育委員会 子育て支援課 子育て支援係	959-1192 三条市新堀1311	0256-45-1113
加茂市	福祉事務所 児童障害係	959-1392 加茂市幸町2-3-5	0256-52-0080
燕市	健康福祉部 福祉課	平成25年5月2日まで(※庁舎移転前) 959-1295 燕市白山町二丁目7番27号	0256-63-4131
		平成25年5月7日以降(※庁舎移転後) 959-0295 燕市吉田西太田1934番地	0256-77-8172
弥彦村	住民福祉課	959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402	0256-94-3132
田上町	保健福祉課	959-1503 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地	0256-57-6222
長岡市	申請窓口: アオーレ長岡 福祉窓口、各支所市民生活課 問い合わせ先: 福祉保健部 福祉課	【福祉保健部 福祉課】 940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10	0258-39-2319
見附市	健康福祉課 障害福祉係	954-0052 見附市学校町2-13-30	0258-61-1350
出雲崎町	保健福祉課 福祉係	949-4392 三島郡出雲崎町大字川西140番地	0258-78-2293
小千谷市	社会福祉課 福祉係	947-8501 小千谷市城内2-7-5	0258-83-3517
魚沼市	福祉課 厚生室 障害福祉係	946-8511 魚沼市大沢213-1	025-792-9767
南魚沼市	福祉保健部 福祉課 障がい福祉係	949-6696 南魚沼市六日町180番地1	025-773-6667
湯沢町	健康福祉課 福祉介護班	949-6101 南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1	025-784-4560
十日町市	市民福祉部 福祉課 障がい福祉係	948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地	025-757-3111
津南町	福祉保健課 保険班	949-8292 中魚沼郡津南町大字下船渡戊585	025-765-3114
柏崎市	福祉保健部 福祉課 障害福祉係	945-8511 柏崎市中央町5番50号	0257-23-5111
刈羽村	福祉保健課	945-0397 刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1	0257-45-3916
妙高市	福祉介護課 障がい福祉係	944-8686 妙高市栄町5番1号	0255-72-5111
上越市	健康福祉部 福祉課	943-8601 上越市木田1-1-3	025-526-5111
糸魚川市	福祉事務所 障害係	941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5	025-552-1511
佐渡市	社会福祉課	952-1292 佐渡市千種232番地	0259-63-5113
新潟市	申請窓口: 新潟市内の各区役所 問い合わせ先: 保健所健康増進課	【保健所健康増進課】 950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号	025-212-8157